

旅客自動車運送事業運輸規則の 解釈及び運用について（抄）

制定 平成14年1月30日 国自総第446号

国自旅第161号

国自整第149号

最終改正 令和8年6月26日 国自安第 67号

国自旅第 42号

国自整第 76号

旅客自動車運送事業運輸規則の解釈及び運用について（抄）

制定 平成14年1月30日 国自総第446号

国自旅第161号

国自整第149号

最終改正 令和8年6月26日 国自安第 67号

国自旅第 42号

国自整第 76号

道路運送法及びタクシー業務適正化臨時措置法の一部を改正する法律（平成12年法律第86号。以下「改正法」という。）の施行等に伴い、旅客自動車運送事業運輸規則（昭和31年運輸省令第44号）について見直しが行われたところであるが、これに併せ、過去累次の通達で周知徹底されてきた各規定の趣旨及び施行に当たっての留意点のうち現在もその意義を有しているもの並びに今回の見直しにおいて改正された規定のうち重要なものの趣旨及び施行に当たっての留意点について整理の上、下記のとおりとりまとめたので、これらの諸点に留意し、業務の実施に遺漏なきよう取り計らわれたい。

なお、本件については、社団法人日本バス協会会長、社団法人全国乗用自動車連合会会長、社団法人全国個人タクシー協会会長及び財団法人全国福祉輸送サービス協会会長あて、別添のとおり通知したので申し添える。

記

第2条の2 輸送の安全

「旅客自動車運送事業に係る安全マネジメントに関する指針」（平成18年国土交通省告示第1087号）及び「自動車運送事業者における運輸安全マネジメント等の実施について」（平成18年9月27日付国自総第321号、国自旅第180号、国自貨第84号。以下「安全マネジメント等実施通達」という。）により、旅客自動車運送事業者（以下「事業者」という。）が絶えず輸送の安全性の向上に努めるよう指導すること。

第3条 苦情処理

(1) 本条の趣旨は、事業者に、苦情に対する弁明義務に加え、苦情の内容、再発防止に必要と思われる事項を記録させることにより、①苦情の多い運転者等を把握し、適切に当該運転者等を指導すること、②苦情の全般を把握した上で、運転者等の教育を行うこと、③記録簿として整理することにより、苦情に対する事業者の対応を場当たりのにさせないこと、等を通じて利用者サービスの向上を求めるものである。

(2) 第2項各号については、次の点に留意すること。

- ① 第1号の「苦情の内容」としては、苦情の具体的内容及び申出経緯を記録するほか、申出者の住所・氏名、苦情の発生年月日、発生場所又は区間、運転者の氏名についても記録すること。
- ② 第2号の「原因究明の結果」としては、事実関係を調査した上で明らかになった苦情が発生した原因のみならず、類似の苦情が以前に発生していないかどうかについても調査を行い、その調査結果を記録すること。

- ③ 第3号の「苦情に対する弁明の内容」とは、第1項の規定に基づき、苦情を申し出た者に対して事業者が弁明した具体的内容のことをいうが、原因究明の結果を反映させることは必要ではなく、弁明時点での内容を記録すること。
 - ④ 第4号の「改善措置」とは、原因究明の結果明らかになった事実関係に基づいて当該苦情に対する具体的措置及び再発防止のために行った措置のことをいう。
 - ⑤ 第5号の「苦情処理を担当した者」とは、苦情の申出を実際に受け付けた者その他苦情の申し出を行った者に対する対応を行った者のことをいう。
 - ⑥ 第1号から第4号までの各項目については、当該苦情の全容が分かるよう、できる限り詳細な記述とすること。
- (3) 苦情処理については、迅速かつ適切に行う必要があることから、事業者において苦情処理を専門的に行う職員を配置することが望ましいので、そのように事業者を指導されたい。

第4条 運賃及び料金等の実施等

- (1) 運賃及び料金等の公示方法について（第2項） 省略
- (2) タクシー車両の運賃・料金に関する事項の表示（第2項） 《令和2年11月27日国土交通省令第93号により「第3項」》
 - ① 本項の趣旨は、いわゆる流し営業を行うタクシーに乗車しようとする公衆及び乗車中の旅客が当該タクシーの運賃及び料金を判断することができるよう、一般乗用旅客自動車運送事業者に対して、地方運輸局長（沖縄総合事務局長を含む。以下同じ。）が定める方法により、運賃及び料金に関する事項を公衆及び旅客に見やすいように表示しなければならないことを義務付けたものである。
 - ② 本項により地方運輸局長が表示の方法を定める際には、次の点に留意されたい。
 - イ. 表示の方法
 - (イ) 表示する文字は、明瞭かつ的確に公衆及び旅客に見やすいように表示すること。
 - (ロ) 車体に表示する文字等の塗色は、容易に識別できる色を用いること。
 - (ハ) 車内に表示する際には、前席後方部分など旅客から見やすい位置に表示すること。
 - (ニ) 表示事項について、定期的に点検補修を行い、常に明瞭な表示が保たれるようにすること。
 - ロ. 表示する内容
 - (イ) 車体に表示する運賃及び料金の内容は、初乗運賃額等公衆及び旅客の利便に資する必要最少限度のものとする。また、初乗距離の短縮等通常のタクシー運賃及び料金と異なる取扱いをする事項については、本項に定める表示の効果を損なわないよう適切に表示させること。
 - (ロ) 車内に表示する運賃及び料金の内容は、初乗運賃、加算運賃、割増運賃、割引運賃、料金及び適用方とすること。
 - (ハ) なお、必要に応じて事業者等から、実施しようとする表示の内容について提出を求め、その適否を判断する等の配慮をすること。
- (3) タクシー車内の運賃・料金の額の表示（第3項） 《令和2年11月27日国土交通省令第93号により「第4項」》
 - ① 本項の趣旨は、運賃及び料金が距離制（時間距離併用制を含む。以下同じ。）による場合、乗車中の旅客が、運送中及び運送終了時において、支払うべき運賃及び料金について確認することができるよう、一般乗用旅客自動車運送事業者に対して、地方運輸局長の定めるところにより、運賃及び料金を表示するメーターを旅客に見やすいように表示しなければならないことを義務付けたものである。

② 本項により地方運輸局長が表示の方法を定める際には、次の点に留意されたい。

イ. 表示の方法

- (イ) 後席の旅客から見やすい位置に設置すること。
- (ロ) 旅客に見やすいように、明瞭かつ確に、数字及び文字を表示すること。
- (ハ) 表示事項について、定期的に点検補修を行い、常に明瞭な表示が保たれるようにすること。

ロ. 表示する内容

運送中及び運送終了時点における距離制による運賃及び料金の額（距離短縮による運賃割増を適用する場合にあっては割増を適用した額とする。）のほか、原則として運賃割増又は運賃割引を適用する場合にあってはその旨を表示すること。

ハ. なお、必要に応じて事業者等から、実施しようとする表示の内容について提出を求め、その適否を判断する等の配慮をすること。

第20条 異常気象時等における措置

- (1) 「その他の理由」とは、大雨、大雪、暴風等の異常気象及び土砂崩壊、路肩軟弱等の路線障害等をいう。
- (2) 「必要な指示その他輸送の安全のための措置」とは、暴風警報等の伝達、避難箇所の指定、運行の中止等の指示のほか、雪道を走行するおそれがある場合においては、滑り止めの措置が講じられていること（一般乗合旅客自動車運送事業及び一般貸切旅客自動車運送事業にあっては、日常点検の際に整備管理者等によって冬用タイヤの溝の深さがタイヤ製作者の推奨する使用限度を超えていないこと等が確認されていること等を含む。）の確認をいう。

第21条 過労防止等

(1) 勤務時間及び乗務時間（第1項）

事業者が運転者（個人事業主、同居の親族及び法人の業務を執行する役員（いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。以下「事業主等」という。）が運転する場合には、当該者を含む。）の勤務時間及び乗務時間を定めるときの具体的な基準は、「旅客自動車運送事業運輸規則第21条第1項の規定に基づき、事業用自動車の運転者の勤務時間及び乗務時間に係る基準」（平成13年国土交通省告示第1675号。以下「勤務時間等基準告示」という。）及び「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準の一部改正等について」（令和4年12月23日付け基発1223第3号）とする。なお、事業主等が運転者として選任される場合の拘束時間は、「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」（平成元年労働省告示第7号。以下「改善基準告示」という。）で定める労使協定の締結により延長することができる範囲を超えないものとし、当該労使協定の締結を行っていない場合にあっては、当該労使協定により延長することができる範囲を超えないものとする。

(2) 営業所等の休憩施設及び睡眠・仮眠施設（第2項） 省略

(3) 営業所で勤務を終了することができない運行を指示する場合の睡眠施設（第3項） 省略

(4) 酒気を帯びた状態にある乗務員等の業務禁止（第4項）

「酒気を帯びた状態」は、道路交通法施行令（昭和35年政令第270号）第44条の3に規定する血液中のアルコール濃度0.3mg/ml又は呼気中のアルコール濃度0.15mg/l以上であるか否かを問わないものである。

(5) 健康状態の把握及び疾病・疲労・睡眠不足等のある乗務員等の業務禁止（第5項）

① 「健康状態の把握」とは、乗務員等（事業主等が事業用自動車の運行の業務に従事する場合には、当該者を含む。）が受診する労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第66条第1項に定める健康診断及び同条第4項の指示を受けて行うべき健康診断を行うこと並びに同条第5項ただし書きの場合において乗務員等が受診する健康診断の受診結果を提出させることをいう。

② 「その他の理由」とは、覚せい剤の服用、異常な感情の高ぶり等をいう。

(6) 交替運転者の配置（第6項） 省略

(7) 乗務員等の体調変化時等における措置（第7項）

① 本項の趣旨は、事業用自動車の運行中に生じた乗務員等の体調変化等により安全な運行の継続に支障が生ずるおそれがあるときは、旅客自動車運送事業者は当該運行の状況の適切な把握等を行い、輸送の安全確保を最も優先して、乗務員等に対する運行の中止、休憩の確保、運行計画の変更の指示等、必要な措置を講じなければならないことを義務付けたものである。

当該趣旨を踏まえ、運転者等が第15条の2第8項第2号又は第50条第1項第3号の3に規定する申出を円滑に行えるような環境づくりに努めるよう、旅客自動車運送事業者に対し指導すること。

② 「その他の理由」とは、頭痛、吐き気、意識低下等の症状の発現等による突発的な体調変化、交通事故や大規模渋滞等の予期できない走行環境の変化等をいう。

第21条の2 運行に関する状況の把握のための体制の整備

(1) 本条の趣旨は、旅客自動車運送事業者が、異常気象、乗務員の体調変化等の発生時に、乗務員に対して必要な措置を適切に講じるよう、事業用自動車の運行中は、乗務員に対する指示等を適正かつ確実に行える体制を整備しなければならないことを義務付けたものである。

(2) 省略

第22条 乗務距離の最高限度等

(1) 一般乗用旅客自動車運送事業については、特に流し営業中心の地域において、歩合制賃金を背景として無理に営業収入増を図るため、乗務距離を稼ごうとするあまり過労運転や最高速度違反が生じやすい状況となっていることから、このような事態が生じないと考えられる乗務距離の最高限度を定めることとする規制を設けたもので、本規制は、過労運転の弊害を防止するためのノルマの禁止（第23条）及びこれらの規制の実効性を図るための運行記録計の設置義務規制（第26条第2項）とともに、地方運輸局長が指定する地域において実施されることとなる。

(2) 地域の指定（第1項）

地域の指定は、旅客流動量や交通事故件数等の交通の状況を考慮して行うことが必要であるが、(1)の趣旨にかんがみれば、流し営業が中心となっていると考えられる政令指定都市以上の規模の都市を含む地域について行われることが望ましい。また、地域指定に当たっては、各地域ごとの実態（注1）に応じて過剰な規制となったり、逆効果をもたらすことのないよう関係者によるタクシー事業の適正化のための話し合いの場において十分議論の上、指定の是非を検討する必要がある。なお、指定する地域は、原則として営業区域単位とする。

(注1) 各地域ごとの実態把握のための指標の例

- ・営業形態（流し比率、無線の利用状況等）
- ・1日1車当たりの走行距離、輸送回数
- ・タクシー乗務員の拘束時間の実績
- ・高速自動車国道及び自動車専用道路の利用状況（回数及び走行距離）
- ・タクシーの最高速度違反状況
- ・タクシー事業者の行政処分状況

(3) 乗務距離の最高限度の設定（第2項）

乗務距離の最高限度は、指定した地域における道路、交通及び輸送の状況に応じ運行の安全を阻害するおそれのないよう定めることが必要であり、当該指定地域の実態を踏まえ次のモデル例を参考として定めるものとする。

なお、日勤勤務者、隔日勤務者の別ごとに乗務距離の最高限度をそれぞれ設定するかどうかは、地域の実情により判断するものとする。

〔乗務距離の最高限度の設定の考え方（モデル例）〕

実態調査の実施等により得た指定地域に係る以下の各指標(注2)を総合的に判断し、乗務距離の最高限度を定める。

- ① 1日1車当たりの走行距離、輸送回数
- ② 1日1車当たりの走行可能時間
- ③ 1日1車当たりの総走行距離の分布
- ④ タクシーの平均速度
- ⑤ タクシー乗務員の拘束時間の実績

〈参考〉具体的な算出例

- イ 1日1車当たりの走行可能時間
最大拘束時間－（日常点検＋点呼・納金＋休憩時間）
- ロ 指定地域内におけるタクシーの平均速度
実態調査から得られたタクシーの平均運行速度
- ハ 乗務距離の最高限度
 $\text{イ} \times \text{ロ} = \text{乗務距離の最高限度}$

(注2) その他次の各指標を用いることも考えられる。

- ・表定速度
- ・今後の道路整備の計画における予測値（表定速度等）

(4) このほか本条の施行に関し留意すべき点は、次のとおりである。

- ① 指定地域及びその周辺の地域における高速自動車国道及び自動車専用道路の整備状況に応じ、道路交通法及び勤務時間等基準告示で定める基準の遵守を前提に、当該高速自動車国道及び自動車専用道路の走行距離を考慮することができるものとする。
- ② 省略

第24条 点呼等

(1) 業務前、業務途中及び業務後の点呼等の実施（第1項から第3項まで）

- ① ～ ⑥ 省略
- ⑦ 「酒気帯びの有無」は、道路交通法施行令第44条の3に規定する血液中のアルコール濃度0.3mg/ml又は呼気中のアルコール濃度0.15mg/l以上であるか否かを問わないものである。
- ⑧ 省略

(2) アルコールを検知する機器（以下「アルコール検知器」という。）の使用等（第4項）

- ① アルコール検知器は、アルコールを検知して、原動機が始動できないようにする機能を有するものを含むものとする。
- ② アルコール検知器は、⑦の場合を除き、当面、性能上の要件を問わないものとする。
- ③ 「アルコール検知器を営業所ごとに備え」とは、営業所若しくは営業所の車庫に設置され、営業所に備え置き（携帯型アルコール検知器等）、又は営業所に属する事業用自動車に設置されているものをいう。
- ④ 「常時有効に保持」とは、正常に作動し、故障がない状態で保持しておくことをいう。

このため、アルコール検知器の製作者が定めた取扱説明書に基づき、適切に使用し、管理し、及び保守するとともに、次のとおり、定期的に故障の有無を確認し、故障がないものを使用しなければならない。

イ 毎日（アルコール検知器を運転者に携行させ、又は自動車に設置されているアルコール検知器を使用させる場合にあっては、運転者の出発前。ロにおいて同じ。）確認すべき事項

- (イ) アルコール検知器の電源が確実に入ること。
- (ロ) アルコール検知器に損傷がないこと。

ロ 毎日確認することが望ましく、少なくとも1週間に1回以上確認すべき事項

- (イ) 確実に酒気を帯びていない者が当該アルコール検知器を使用した場合に、アルコールを検知しないこと。
- (ロ) 洗口液、液体歯磨き等アルコールを含有する液体又はこれを希釈したものを、スプレー等により口内に噴霧した上で、当該アルコール検知器を使用した場合に、アルコールを検知すること。
- ⑤ 「目視等で確認」とは、運転者の顔色、呼気の臭い、応答の声の調子等で確認することをいう。なお、対面でなく電話その他の方法で点呼をする場合には、運転者の応答の声の調子等電話等を受けた運行管理者等が確認できる方法で行うものとする。
- ⑥ ～ ⑨ 省略

(3) 業務前、業務後及び業務途中の点呼等の記録等（第5項）

点呼の確実な励行を図るため、点呼を行った旨並びに報告及び指示の内容を記録し、かつ、その記録の保存を1年間（一般貸切旅客自動車運送事業者にあつては3年間）義務付けたものであるが、点呼等の際には、次の①～③の事項について記録しておくこと。また、点呼告示に規定される点呼を行った際には、当該告示に基づき、次の④の事項についても記録しておくこと。なお、点呼を行った旨並びに報告及び指示の内容の記録、保存については、「運行記録計による記録等の電磁的方法による記録・保存の取扱いについて」（平成10年3月31日付け自環第72号）によらず、書面又は電磁的方法による記録・保存のいずれでも差し支えない。（ただし書以下省略）

① 業務前点呼

- イ. 点呼執行者名
- ロ. 運転者等の氏名
- ハ. 運転者等が従事する運行の業務に係る事業用自動車の自動車登録番号又は識別できる記号、番号等
- ニ. 点呼日時
- ホ. 点呼方法
 - (イ) アルコール検知器の使用の有無
 - (ロ) 対面でない場合は具体的方法
- ヘ. 運転者の酒気帯びの有無
- ト. 運転者の疾病、疲労、睡眠不足等の状況
- チ. 日常点検の状況
- リ. 指示事項
- ヌ. その他必要な事項

② 業務後点呼

- イ. 点呼執行者名
- ロ. 運転者等の氏名
- ハ. 運転者等が従事した運行の業務に係る事業用自動車の自動車登録番号又は識別できる記号、番号等
- ニ. 点呼日時
- ホ. 点呼方法
 - (イ) アルコール検知器の使用の有無
 - (ロ) 対面でない場合は具体的方法
- ヘ. 自動車、道路及び運行の状況
- ト. 運転者の酒気帯びの有無
- チ. 交替運転者等に対する通告
- リ. その他必要な事項

③・④ 省略

(4) 点呼等の状況の記録（第6項及び第7項） 省略

第25条 業務記録

本条は、乗務員等の業務の実態を把握することを目的とするものであることから、次の要領により業務の記録を行い、過労の防止等業務の適正化の資料として十分活用するよう指導すること。

- (1) 事業用自動車の運行の業務は、原則として乗務員等が所属営業所を出て所属営業所に戻るまで継続しているとみるが、運転者がその途中9時間以上事業用自動車を離れた場合又は乗務員等が業務を交替して下車して事業用自動車に関する業務から解放された場合は、そこで業務が終了したとみなして処理すること。
- (2) 10分未満の休憩については、その記載を省略しても差し支えない。
- (3) 省略
- (4) 自動車登録番号のほか第1項第2号の「識別できる記号、番号その他の表示」とは、事業者が定めた当該事業用自動車の車番又は車号等をいう。
- (5) 第1項第5号の「日時」とは、休憩又は仮眠を開始した日時及び終了した日時をいう。
- (6) 第2項及び第3項の「旅客が乗車した区間」とは、個々の契約毎に最初に旅客が乗車した地点と最後に旅客が降車した地点間をいうものであり、乗務員等以外に添乗員等のみを運送した区間は含まれない。
- (7) 第4項に規定する運行記録計は、輸送の安全を確保するための「安全運転管理」のみならず、労働時間の適正化に伴う「労務管理」にも有効であることから、道路運送車両の保安基準第48条の2第2項の規定に適合する車載部を有するもしくは組込型デジタル式運行記録計を導入することが推奨される。
- (8) 業務記録の記録・保存については、書面又は電磁的方法による記録・保存のいずれでも差し支えない。

第26条 運行記録計による記録

- (1) 本条は、運行管理の適正化を図るため、一般旅客自動車運送事業者に対し、当該営業所に属する運転者等の業務につき、運行記録計による記録を義務付けるとともに、記録の整理方法を定めたものである。従って、この趣旨に則り、記録の解析と運行管理面への活用について、十分指導すること。

- (2) 省略

- (3) 第2項は、一般乗用旅客自動車運送事業者に対する義務付けについて規定するものであるが、地域ごとの運行の管理の状況を考慮して地方運輸局長が指定する地域に義務付け対象を限定するとともに、指定地域内であっても、運行の態様等を考慮して地方運輸局長が認める場合には義務付け対象から除外している。

なお、詳細については、「一般乗用旅客自動車運送事業に係る運行記録計による記録について」（平成18年9月25日付国自総第269号、国自旅第116号）を参照されたい。

また、個人タクシー事業者を除外したのは、事業の形態が事業者即運転者等であるため、このような方法によらなくても運行管理が可能であることによるものであるが、自ら運行管理を適確に行うため、運行記録計を積極的に装着することが望ましい。

- (4) 運行記録計による記録の整理方法は、「運転者ごと」としているが、これは、運行管理面での活用を図る上から運転者等ごとに整理するのが適当であると考えられることによるものである。なお、記録の整理保存については、記録紙等に年月日、自動車登録番号等、運転者等の氏名を必ず記入等させるとともに、走行キロ、運行時間等に関する総括的記載事項についてもなるべく記入等させるよう指導することが望ましい。

- (5) 運行記録計（国土交通大臣が行う型式の認定を受けたデジタル式運行記録計又はこれと同等の性能を有すると認められるデジタル式運行記録計によるものに限る。）による記録・保存については、「運行記録計による記録等の電磁的方法による記録・保存の取扱いについて」によらず、書面又は電磁的方法による記録・保存のいずれでも差し支えない（一般貸切旅客自動車運送事業者にあつては、電磁的方法による記録・保存のみが認められる。）。
- (6) 「構造上の理由により電磁的方法による記録が困難な場合」については、例えばボンネットバス等年式が極めて古い車両等が挙げられる。装着が困難である場合にあっては、複数のデジタル式運行記録計のメーカーから、装着が困難である旨の回答を受領し、その回答について車両を保有しなくなるまで保存すること。

第26条の2 事故の記録

- (1) 記録の作成時期は、当該事故発生後30日以内とすること。
- 記録の保存期間は、当該事故発生後3年間とすること。なお、当該記録については書面又は電磁的方法による記録・保存のいずれかでも差し支えない。
- (2) 各号に掲げる項目の記録の内容については、事故報告規則別記様式の記入等の取扱いに準ずること。
- このうち、第4号の「事故の発生場所」については、当該場所付近の地図に当該場所を表示したものを添付することで足りる。また、第6号の「事故の概要」については、事故報告規則別記様式の「当時の状況」、「事故の種類」、「道路等の状況」、「当時の運行計画」、及び「損害の程度」に相当する事項を記録することで足りる。ただし、一般貸切旅客自動車運送事業者にあつては、第6号の「事故の概要」については、ドライブレコーダーの記録（「ドライブレコーダーにより記録すべき情報及びドライブレコーダーの性能要件を定める告示」（平成28年国土交通省告示第1346号）第2条第1項の記録をいう。以下同じ。）を含めることとし、第8号の「再発防止対策」を講じるにあたっては、当該ドライブレコーダーの記録を利用しなければならない。
- (3) 記録は、事故報告規則別記様式を活用して行つて差し支えない。この場合、第5号の「事故の当事者（乗務員等を除く。）の氏名」を付記させること。

第29条 地図の備付け

- (1) 地図の備付けの義務
- ① 法人・個人の別及びタクシー・ハイヤーの別を問わず、一般乗用旅客自動車運送事業のすべての事業用自動車に地図を備え付けることが必要である。
 - ② 前項の地図とは、紙に印刷され製本されたもの（以下「製本地図」という。）のほか、カーナビゲーションシステムやインターネット等により配信される電子的なもの（以下「電子地図」という。）とする。
 - ③ 電子地図を備え付ける場合にあっては、通信障害や故障等により旅客に電子地図を正常に提示することができない事態に陥った場合には、原則として帰庫するものとする。ただし、製本地図も車内に備え付けている場合や、通信障害時であっても常時旅客に地図を提示することが可能な電子地図を備え付けている場合にあっては、この限りではない。
- (2) 備え付ける地図に明示すべき事項
- ① 営業区域にとどまらず、輸送実態に応じて通常運行することが予想される地域を範囲とするものであることが望ましい。

- ② 「地方運輸局長が指定する事項」については、第1号から第3号に掲げる事項のほか、地域の実情に応じて例えば次に掲げる事項とする。

イ. 営業区域の境界

ロ. 一方通行等の交通規制に関する情報

ハ. 主な交差点の名称

(3) 地方運輸局長の指定する規格について

① 縮尺

車内において、旅客に地図を提示して目的地の確認を行うことを想定し、実用的な縮尺又は少なくともその縮尺まで拡大可能なものであること。

② 精度

測量法（昭和24年法律第188号）の規定に基づく国土地理院の長の承認を受けているものが望ましい。

③ 発行時期等

道路整備状況の変化等へ対応しているかどうか特に重要であることから、地域の実情に応じつつ、原則として、製本地図の発行又は電子地図のアップデートから一定期間以上経過していないものとする。なお、(1)③のただし書きの規定により、通信障害や故障等の際に用いる製本地図については、発行から5年以内のものとする。

第37条 乗務員等台帳及び乗務員証

本条の趣旨は、第36条において一定の要件を満たさない者について旅客自動車運送事業用自動車の運転者等として選任することを禁止したが、これらの違反を防止するとともに個々の運転者等の状況を適確に把握するため、事業者に対し、乗務員台帳の作成を義務付けるとともに、一般乗用旅客自動車運送事業者に対しては、事業用自動車に乗務する運転者に乗務員証の携行を義務付けるものである。

(1) 乗務員等台帳の作成・記載（第1項）

① ～ ③ 省略

④ 第7号の「事故を引き起こした場合」とは、原則として、当該運転者等が当該事故の発生に最も大きな責任を有する場合（いわゆる第一当事者である場合）を指し、明らかにいわゆる第二当事者以下の当事者である場合は記載しなくてよい。当該運転者等が第一当事者であるかどうか直ちに判断することができない場合は、第一当事者であるかどうか判断を保留する旨を付して記載させること。この場合、後に自動車保険の支払査定、示談又は裁判等の結果により第一当事者であるかどうかの判断をすることができたときに、その旨を記載するとともに、その判断の根拠とした資料の写しを添付させること。

⑤ ～ ⑧ 省略

(2) 乗務員等台帳の保存（第2項） 省略

(3) 乗務員証の作成・記載、携行・返還（第3項） 省略

(4) 乗務員証の保存（第4項） 省略

第38条 従業員に対する指導監督

(1) 第1項及び第2項に基づく運転者に対する指導監督は、「旅客自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針」（平成13年国土交通省告示第1676号。以下「指導監督指針」という。）により実施されなければならない。

また、第6項に基づく従業員に対する指導監督は、「旅客自動車運送事業運輸規則第38条第6項の規定に基づき旅客自動車運送事業者が従業員に対して指導及び監督を行うために講じるべき措置」（平成18年国土交通省告示第1088号。以下「指導監督措置告示」という。）及び安全マネジメント等実施通達により実施するよう指導すること。

(2) 第1項に基づく指導監督の内容の記録は、具体的に記録するとともに、指導監督に使用した資料の写し等を添付されなければならない。なお、当該記録については書面又は電磁的方法による記録・保存のいずれでも差し支えない。

(3) 第2項第1号の「事故を引き起こした者」の解釈については、上記第37条の解釈(1)④を準用する。

(4) ～ (21) 省略

(22) なお、第1項、第2項及び第6項は個人タクシー事業者にも適用されるものであり、個人タクシー事業者は、指導監督指針、指導監督措置告示等を踏まえ、自ら事業用自動車の運行の安全及び旅客の安全を確保するために必要な運転に関する技能の習得・改善及び知識の習得・充実、輸送の安全に関する基本方針の制定等の措置を講じなければならない。

(23) 省略

第43条 応急用器具等の備付

(1) 第1項の「応急修理のための必要な器具及び部品」とは、予備タイヤ、ジャッキ、予備電球、同ヒューズ、点火プラグ等のものをいう。

(2) 第1項のただし書は、都会地等において故障等が生じた場合に、運行を中止しても後続車によって旅客の運送を継続し、かつ、応急修理車を呼んで修理を実施できるような場合について規定したものである。

第44条 事業用自動車の清潔保持

事業用自動車は旅客自動車運送事業におけるサービスの根幹をなすものであることから、常に清潔に保つ必要があることは言うまでもないが、本条は事業用自動車の清潔保持の必要性について入念的・確認的に規定しているものである。なお、その方法については特に問うものではない。

第45条 点検整備等

(1) 事業用自動車の運行の安全の確保のため、車両の管理が必要であることから、整備管理者が、法のほか道路運送車両法（昭和26年法律第185号）の規定のうち、点検整備（道路運送車両法第47条から第49条並びに自動車点検基準（昭和26年運輸省令第70号））、整備管理者の選任（道路運送車両法第50条から第53条並びに関係省令）及び検査関係（道路運送車両法第5章に規定する検査等）に係るもののほか、次の事項を遵守すべきことを定めたものである。

① 自動車の構造・装置や使用状況に応じた点検・整備を行うこと。

・特種車や架装部分の点検・整備

・シビアコンディション（雪道（一般乗合旅客自動車運送事業及び一般貸切旅客自動車運送事業の用に供する事業用自動車においては、冬用タイヤの溝の深さがタイヤ製作者の推奨する使用限度を超えていないことの点検・整備を含む。）、塩害、悪路走行、走行距離、登降坂路等）の対応このうち、冬用タイヤの点検・整備は、日常点検と合わせて点検するなど、雪道上の輸送の安全を確保する必要がある。

② 前項の点検・整備に関する記録を道路運送車両法第49条に準じ保存すること。

(2) (1)に定めている規定は、必ずしも事業者自身で行う旨の規定ではなく、整備計画や規定類等を定め、部分的な委嘱等も含め結果的に遵守させるよう指導すること。

第47条 点検施設等

旅客自動車運送事業用自動車の運行の安全の確保のための車両の管理上、日常の管理が重要であることから、運行する前に使用の本拠の位置（営業所に併設されない自動車車庫を含む。）において行う日常点検や付随して行う清掃のための施設の確保を定めたものである。

第47条の7 旅客自動車運送事業者による輸送の安全にかかわる情報の公表

(1) 事業者による輸送の安全にかかわる情報の公表については、「旅客自動車運送事業運輸規則第47条の7第1項の規定に基づき旅客自動車運送事業者が公表すべき輸送の安全にかかわる事項等」（平成28年国土交通省告示第1337号）及び安全マネジメント等実施通達により行うよう指導すること。

(2) 省略

第50条 運転者

本条第1項第8号に基づく点検の項目は、次に掲げるものであること。ただし、※の項目は、エアブレーキを採用している車両に限る。

○ブレーキの効きが十分であること。

○タイヤ空気圧が適当であること。

○灯火装置及び方向指示器の点灯又は点滅状態が不良でないこと。

※空気圧力の上がり具合が不良でないこと。

※ブレーキバルブからの排気音が正常であること。

第52条 物品の持込制限

(1) 第3号の「アルコール」には、アルコール分が70度以下のアルコール性飲料は含まないものとする。

(2) 第10号の「刃物」の定義、梱包の方法及び梱包状態等の確認については、「刃物をバス・タクシーの車内に持ち込む際の梱包方法についてのガイドライン」（平成31年1月国土交通省自動車局）の定めるところによるものとする。

刃物をバス・タクシーの車内に持ち込む際の梱包方法についてのガイドライン

本ガイドラインの公表の目的について

国土交通省では、平成30年6月9日に発生した東海道新幹線のぞみ号車内殺傷事件を受けて、旅客自動車運送事業運輸規則（昭和31年運輸省令第44号）を改正し、乗合バス車内へ持ち込んではならない物品として刃物を追加したところである。具体的には、刃物の中には、文房具に代表されるように、日常生活あるいは社会生活における必要性から携帯されているものも多いところ、利用者の利便性にも鑑み、他の利用者に危害を及ぼすおそれがないように梱包されたものを除いて、車内への持込みが禁止される旨を明確化したものである。

他方、一口に刃物といっても、その刃渡りや構造等は様々であり、これに由来する殺傷能力・危険性も一様ではない。このため、刃物を他の利用者に危害を及ぼすおそれがないように梱包するに当たっては、これらを考慮した上で個別具体的なケースに応じて梱包方法を選択する必要がある。

今般の規則改正により、貸切バス及びタクシーについても、道路運送法に基づく標準運送約款において、適切に梱包されていない刃物を旅客が携帯している場合に事業者が運送の引受け等を拒絶できることとなり、本ガイドラインは、刃物の梱包方法について、典型的な例や考え方を示すことにより、バス・タクシーの車内における危険の発生を未然に防止しつつ、利用者が手荷物として刃物を危険なく運搬することを可能とし、利用者の利便性も保つための一助となることを目的として定められたものである。

平成31年1月

国土交通省自動車局

第1 刃物とは

旅客自動車運送事業運輸規則（昭和31年運輸省令第44号）第52条の「刃物」とは、その用法において人を殺傷する性能を有し、鋼又はこれと同等程度の物質的性能（硬度・曲げへの強さ）を有する材質でできている片刃又は両刃の器物で刀剣類¹以外のものをいう。

<主な刃物>

- ・ 包丁類、ナイフ類（カッターナイフを含む。）、牛刀、山刀、くり小刀、なた、鎌、はさみ、のこぎりなど

※ セラミック製のものも「刃物」に該当する。

第2 梱包の方法について

(1) 刃渡り6cmを超える刃物²

刃渡り6cmを超える刃物は、悪意を持って使用される、又は意図せず誤って他の利用者に刺さる等した場合、死傷等の重大な結果を招く危険性が特に高いものであることから、車内にこれらを持ち込むに当たっては、直ちに取り出して使用できないような状態にしておくことが必要である。

これらについて、他の利用者に危害を及ぼすおそれがないような梱包方法の具体的な例としては、以下のものが考えられる。

- ・ 刃先をさやケース（プラスチック製、革製のもの等）に収納する、又は段ボール等で刃先を覆った上で、刃物全体を新聞紙等で包装し、持ち運ぶ際に刃物が飛び出さないよう丈夫な袋や箱、カハンにしまっておく。
- ・ 小売店等において購入した際の梱包状態が保持されている。

(2) 刃渡り6cm以下の刃物³

これらの刃物は、(1)で挙げたものほどの危険性を有するものではなく、また、日常一般に携帯する可能性が高いものではあるが、車内が、不特定多数の人が利用する閉鎖された空間であることに鑑み、他の利用者に恐怖感等を与えることなく、利用者が安心してバス・タクシーを利用できるようにするためにも、車内では使用せず、袋等に収納しておくことが必要である。

これらについて、他の利用者に危害を及ぼすおそれがないような梱包方法の具体的な例としては、以下のものが考えられる。

- ・ カッターナイフの刃先をしまい、ペンケースの中に収納しておく。

第3 刃物の梱包状態等の確認について

乗務員は、全ての利用者が安心してバス・タクシーを利用できるよう、本ガイドライン及び運送約款の定めるところにより、必要に応じて刃物の梱包状態等の明示を求める場合がある。

¹ 刀剣類とは、

- ・ 刃渡り15cm以上の刀、やり及びなぎなた
- ・ 刃渡り5.5cm以上の剣、あいくち
- ・ 45度以上に自動的に開刃する装置を有する飛出しナイフ（刃渡り5.5cm以下の飛出しナイフで、開刃した刃体をさやと直線に固定させる装置を有せず、刃先が直線であってみねの先端部が丸みを帯び、かつ、みねの上における切先から直線で1cmの点と切先とを結ぶ線が刃先の線に対して60度以上の角度で交わるものを除く。）

をいう。（銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号。以下「銃刀法」という。）第2条第2項）

刀剣類は、銃刀法第3条第1項により、原則として所持そのものが禁止されている。

² 刃渡り6cmを超える刃物を正当な理由なく携帯することは、銃刀法第22条においても、原則として、禁止されている。（違反した者は、第31条の18第3号の規定により、2年以下の懲役又は30万円以下の罰金の刑に処せられる。）

³ 次に掲げるものは、本ガイドライン中では刃渡り6cm以下の刃物とみなす。

- ・ 刃渡り8cm以下で、刃体の先端部が著しく鋭くはない、又は、刃が鋭利ではないはさみ
- ・ 刃渡り8cm以下で、刃体の幅が1.5cm以下で、刃体の厚みが0.25cm以下で、かつ、開刃した刃体をさやに固定させる装置を有しない折りたたみ式のナイフ
- ・ 刃渡り8cm以下で、刃体の厚みが0.15cm以下で、かつ、刃体の先端部が丸みを帯びているくだものナイフ
- ・ 刃渡り7cm以下で、刃体の幅が2cm以下で、かつ、刃体の厚みが0.2cm以下の切出し

(3) 第14号の「これと同等の能力を有すると認められる犬」とは、外国の法令等により認められている盲導犬、介助犬、聴導犬等を想定しているものである。

第53条 禁止行為

第1号の「みだりに運転者に話しかけること」とは、運転に支障を来す程度に運転者に話しかけることを想定しているものである。

第69条 書類の管理

- (1) 本条は、運行管理の適正化及び監査の効率化等を図るため、旅客自動車運送事業者に対し、「旅客自動車運送事業者が管理すべき書類を定める告示」（平成28年国土交通省告示第1336号。以下「書類告示」という。）に定める書類の営業所における適切な管理及び速やかな提示を義務付けるものである。したがって、この趣旨に則り、書類告示に定めない書類についても、適切な管理に努めるよう事業者を指導すること。
- (2) 「速やかに提示できるようにする」とは、法第94条第1項の規定による報告の求めを受けた場合には報告の期限までに提出の求めを受けた書類を提出できるようにすることを、同条第4項の規定による立入検査において提示（写しの提供を含む。以下同じ。）の求めを受けた場合には検査終了時までに当該求めを受けた書類を提示できるようにすることをいう。

附 則 省略

◎旅客自動車運送事業運輸規則

（書類の管理）

第六十九条 旅客自動車運送事業者は、第二十六条の二に規定する事故の記録、第三十八条第一項及び第三項の規定による指導監督の記録その他の国土交通大臣が告示で定める書類を適切に管理し、法第九十四条第一項の規定による報告の求め又は同条第四項の規定による立入検査を受けた場合に、速やかに提示できるようにしなければならない。

《平成29年11月15日国土交通省令第78号・本条追加》《令和5年3月31日国土交通省令第31号・本条改正》